

# 市税等に納め忘れはありませんか

## ～納期内納付を守りましょう～

市民税・国民健康保険税などの「税」や介護保険料・上下水道料金などの「料」は、ほとんどの人が納期内に納付していただいている。納期限までに納付している人が滞納している人と比べて不公平にならないよう、市は法律に基づき滞納処分を行っています。

市税等の徴収担当職員(徴収吏員)は、法律に基づき財産調査をする権限が与えられています。滞納となった場合は勤務先への給与照会や預貯金の照会など財産調査を行い、財産があった場合にはその財産を差し押さえ、市税等に充当します。



地方税法には督促状を発送した日から10日を経過したときは  
差し押さえなければならないと明示されています。(地方税法第331条ほか)

### 実際に行った滞納処分の一例

#### タイヤロック



差し押された車のタイヤ部分をロックして運行させないための措置(国税徴収法第71条)であり、市税等の納付がなければ車は公売することになります。

#### 捜索



強制的に滞納者宅または事務所などに踏み込み、財産を差し押さえます。なお、滞納者の意思とは関係なく実施され、裁判所の許可も必要ありません。(国税徴収法第142条)

#### インターネット公売



差し押された財産を公売します。

#### Q 万が一滞納となってしまったら

A

滞納処分となる前に納付するか、収納対策課へご連絡ください。滞納市税等は原則、一括納付ですが、納税相談を行い、内容や状況に応じ「分納」が認められる場合があります。

#### Q 延滞金はどれくらいかかりますか

A

地方税法に定められていて、納期限から1か月を経過する日までは年7.3パーセント、その後は年14.6パーセントの割合(特例措置として平成28年度は1か月以内2.8パーセント、その後は年9.1パーセント)で計算されます。

#### Q 分納とは何ですか

A

新たに発生する市税等をしっかりと納付することを約束いただき、滞納額の完納まで1年を目途に分割納付することです。

#### Q 口座振替はできますか

A

取扱可能な金融機関であれば、口座振替ができます。納付忘れをなくすためにも口座振替がおすすめです。